

公益財団法人国際文化会館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際文化会館と称し、英訳は The International House of Japan, Inc.とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。なお、理事会の決議を経て必要の地に支部を設け、又は連絡員を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、多様な世界との知的対話、政策研究、文化交流を促進し、自由で、開かれた、持続可能な未来をつくることに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 知識人及び文化人をはじめ、社会科学、人文科学等々の分野における世界の多様な人びととコミュニティとの間の交流と協力の促進
 2. 講演会・セミナー・会議などの開催や知的対話の場の創出
 3. この法人の目的に即した団体又は事業に対する助成・支援、並びに担い手の育成
 4. 政策課題、戦略、日本と諸外国の相互理解の促進に資する調査研究、提言、出版、メディア及び広報
 5. 政策課題、戦略、国家間・多文化間の文化交流と知的協力を資する図書、及び日本に関する英文出版物等を主とする図書室・コラボレーションスペースの運営
 6. 非営利法人の業務、及び他法人に対する講演、セミナー企画、コンサル業務等の請負業
 7. 「国際文化会館」の施設の維持及び運営
 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、東京を中心に国内外においてこれを行う。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

(財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産
(2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な財産（以下「不可欠特定財産」という。）（別表）

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により不可欠特定財産を除く基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議を経なければならない。但し、処分を行う前に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

3 やむを得ない理由により不可欠特定財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

4 基本財産の維持及び管理について必要な事項は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承

認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第12条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程によるものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に評議員20名以上を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により

行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及び配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権 限）

第16条 評議員は評議員会を構成し、この定款に定める他、法に基づき規定されている事項の決議に参画する。

（任 期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第 23 条 評議員会は、次の各号に該当する事項について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

1. 役員の選任及び解任
2. 役員の報酬の額の決定及びその規程
3. 各事業年度の事業報告及び決算の承認
4. 政府及び特定の政治団体等から資金の提供を受ける場合の承認

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 評議員に対する報酬等の支給の基準

3. 定款の変更
4. 基本財産の処分又は除外の承認
5. 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
6. 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
7. その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから、その会議で選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人には、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内 監事 3名以内

- 2 理事のうち、7名以内を業務執行理事とする。
- 3 業務執行理事のうち、4名以内を代表理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は理事会で選定する。代表理事は、各自この法人を代表する。
- 3 業務執行理事は理事会で選定する。
- 4 理事会の決議によって、業務執行理事の中から理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常勤理事を定めることができる。
- 5 理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各理事(監事)について、次のイからへに該当する理事(監事)の合計数が理事

(監事)の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その理事(監事)及び配偶者又は3親等内の親族
- ロ その理事(監事)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その理事(監事)の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その理事(監事)から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する理事(監事)の合計数が理事(監事)の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 監事(理事)
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事(監事)以外の役員(この法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その他の代表理事がその職務を代行する。

4 代表理事、業務執行理事及びそれ以外の理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 代表理事及び業務執行理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3)理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第27条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3)会館の名、又は信用を傷つけたとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 34 条 理事又は監事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 35 条 この法人は、法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 2 節 顧問・参与及び名誉顧問

(顧問及び参与)

第 36 条 この法人には、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議により理事長がこれを委嘱する。

(1)顧問は重要な事項について理事長の諮問に応じる。

(2)参与は専門の事項について理事長の諮問に応じる。

(3)顧問及び参与は、選任された事業年度の定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 顧問は無報酬とする。但し、常勤の顧問の報酬については評議員会の決議を経て理事会で別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」により支払うことができる。

4 常勤の顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用について、評議員会の決議を経て理事会で別に定めるところにより支払うことができる。

(名誉顧問、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member)

第 37 条 この法人には、名誉顧問 10 名以内、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member を若干名置くことができる。

2 名誉顧問は、この法人に功労のあった者の中から評議員会において選任する。

3 Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member は、評議員会において選任する。

4 求められた場合において、名誉顧問、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member は、この法人の業務全般について、理事長の相談に応じ、又は理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

5 名誉顧問、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 名誉顧問、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member は無報酬とする。

第 3 節 理事会

(構成)

第 38 条 理事会はすべての理事で構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、この定款に別に定めてあるもののほか、次の職務を行う。

(1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2)規則の制定、変更及び廃止

(3)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

(5)理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。なお、いずれの場合も理事長が議長となるものとする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。うち 1 回は事業年度終了 3 カ月以内に、1 回はその後 4 ヶ月を超える間隔で開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4)第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数及び決議)

第42条 理事会は理事現在数の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがない限り、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項、理事の責任の免除及び限定に関する事項は、

法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、及び第15条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(役員等候補者選出委員会)

第 52 条 この法人の理事、監事及び評議員等の選任及び解任の候補者を選出するための役員等候補者選出委員会を評議員会の決議により設置する。

2 役員等候補者選出委員会の委員は、評議員会が選任する。

3 役員等候補者選出委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(独立性委員会)

第 53 条 この法人が、政府及び特定の政治団体からの資金を受ける場合にその是非を審議するための独立性委員会を評議員会の決議により設置する。

2 独立性委員会の委員は、評議員会が選任する。

3 独立性委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要に応じ、管理職員及び所要の職員を置く。

3 重要な職員については、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 55 条 主たる事務所に 5 年間、次に掲げる帳簿及び書類を備置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)理事、監事及び評議員の名簿

(2)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3)理事会及び評議員会の議事に関する書類

(4)財産目録等と運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(5)役員及び評議員の報酬等に関する規程

(6)事業計画書及び収支予算書

(7)事業報告書及び計算書類等

(8)監査報告書

(9)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等を一般の閲覧に供するものとする。その規定は法令の

定めによるほか、情報公開規程によるものとする。

第9章 会員

(会 員)

第56条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人・法人及び団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規約による。

第10章 情報公開、個人情報及び特定個人情報の取り扱い

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特定個人情報の取り扱い)

第59条 この法人は、特定個人情報の取り扱いに関し、法令等を遵守し、適正な取り扱いを行うものとする。

2 特定個人情報の取り扱いに関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公 告)

第60条 この法人の公告は官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議をもってこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 特例民法法人の役員として就任している者は、特例民法法人の解散の登記の前日をもって任期満了とする。

4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は別紙役員（職）名簿記載の通りとする。

5 最初の代表理事は、理事長 明石康、常務理事 降旗高司郎、常務理事 中里健一とする。

6 この法人の最初の評議員は別紙役員（職）名簿に掲げるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日付定款の変更）

1 第 15 条（選任等）、第 28 条（選任等）、第 32 条（解任）の各変更規定、第 10 章の名称変更、第 52 条（役員等候補者選出委員会）、第 58 条（特定個人情報の取り扱い）の各新設規定は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

2 第 10 章の名称変更、第 58 条の新設規定は、平成 28 年 1 月 1 日以降の特定個人情報の取り扱いに適用する。

3 第 15 条、第 28 条、第 32 条の各変更規定、第 52 条の新設規定は、これらの各規定に関する定款の変更を条件として行われた理事会の決議、評議員会の決議、役員等候補者選出委員会の決議等にも適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 16 日付定款の変更）

1 第 15 条（選任等）、第 28 条（選任等）、第 32 条（解任）、第 35 条（責任の免除）の各変更規定は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 14 日付定款の変更）

1 第 32 条（解任）の変更規定は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日付定款の変更）

1 第5条（事業年度）の変更規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月17日付定款の変更）

1 第27条（種類及び定数）、第28条（選任等）の各変更規定は、令和4年6月17日から施行する。

附 則（令和4年7月1日付定款の変更）

1 第3条（目的）、第4条（事業）、第14条（定数）、第23条（決議）、第25条（議事録）、第27条（種類及び定数）、第36条（顧問及び参与）、第37条（名誉顧問）、第40条（種類及び開催）、第41条（招集）、第42条（定足数及び決議）、第44条（議事録）、第51条（委員会）、第52条（役員等候補者選出委員会）の各変更規定及び第53条（独立性委員会）の新設規定は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日付定款の変更）

1 第14条（定数）、第27条（種類及び定数）、第37条（名誉顧問）の各変更規定は、令和5年9月25日から施行する。

附 則（令和5年9月25日付定款の変更）

1 第37条（名誉顧問、Trustee Emeritus/Emerita 及び Emeritus/Emerita Board Member）の変更規定は、令和5年9月25日から施行する

（別表）公益目的事業を行うために不可欠な財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
建物 （登録有形文化財）	6618.52 m ² 港区六本木五丁目202番5 家屋番号202-5 地下2階 地上4階建

※時価評価と帳簿価額は財産目録による。